

様式第十九号（第51条関係）

表示は、第48条第1項の規定により通知された登録番号（T及び6桁の数字）を枠で囲み、「登録修理」の文字に続けて付加したものとする。

登録修理

T×××××××

注1 文字の大きさは、直径3ミリメートル以上であること。

2 材料は、容易に損傷しないものであること。

3 色彩は、適宜とする。ただし、表示を容易に識別することができるものであること。